

ヨーロッパで子どもの性的搾取・性的虐待に関する新条約が誕生

～日本でも求められる包括的視点～

平野裕二（代表委員）

2007年7月12日、欧州評議会（CE）で「性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約」が採択された。その名称どおり、児童買春・児童ポルノ等の（商業的）性的搾取だけではなくそれ以外の形態の子どもの性的虐待も対象としていることが特徴であり、また画期的な点である。

欧州評議会はヨーロッパ諸国が加盟する地域的政府間機関であり、人権や民主主義等の共通の価値の実現に向けた加盟国間の協調の拡大を目的としている。「欧州人権条約」を中核とする200近い地域条約を作成しており、子どもの権利の分野でも「子どもの権利行使に関する条約」「子に関わる接触についての条約」など多くの条約・勧告等を採用してきた。「刑を言い渡された者の移送に関する条約」（受刑者移送条約）や「サイバー犯罪条約」のような刑事分野での条約も採択している。今回の条約は、人権・刑事の両分野にまたがる条約と言えよう。

日本は、米国、カナダ、メキシコ、パチカンとともに、CEのオブザーバーである。CE条約の多くは、今回の条約を含め、一定の条件があれば加盟国以外でも批准・加入が可能となっており、日本は受刑者移送条約に加入した（2003年2月）ほか、サイバー犯罪条約にも署名している（未批准）。

以下、今回の新しいCE条約について、同条約に関する説明報告書（Explanatory Report）も参照しながら概観する（〔 〕内の数字は説明報告書のパラグラフ番号）。

CE条約の構成

今回の条約は全13章・50条からなる詳細なものである。その構成は次のとおり。

I. 目的、差別の禁止の原則および定義

- 1条 : 目的
- 2条 : 差別の禁止の原則
- 3条 : 定義

II. 予防措置

- 4条 : 原則
- 5条 : 子どもに接して働く者の採用、研修および意識啓発
- 6条 : 子どもを対象とする教育
- 7条 : 予防的介入のプログラムまたは措置
- 8条 : 一般公衆を対象とする措置
- 9条 : 子ども、民間部門、メディアおよび市民社会の参加

III. 専門の当局および調整機関

- 10条 : 調整および連携のための国内措置

IV. 被害者に対する保護措置および援助

- 11条 : 原則
- 12条 : 性的搾取または性的虐待の疑いの通報
- 13条 : ヘルプライン
- 14条 : 被害者への援助

V. 介入のプログラムまたは措置

- 15条 : 一般的原則
- 16条 : 介入のプログラムまたは措置の対象
- 17条 : 情報および同意

VI. 刑事実体法

- 18条 : 性的虐待
- 19条 : 児童買春に関わる犯罪
- 20条 : 児童ポルノに関わる犯罪
- 21条 : ポルノ的パフォーマンスへの子どもの参加に関わる犯罪
- 22条 : 子どもの汚染
- 23条 : 性的目的での子どもの勧誘
- 24条 : 幫助または教唆および未遂
- 25条 : 裁判権
- 26条 : 法人の責任
- 27条 : 制裁および措置
- 28条 : 加重事由
- 29条 : 従前の有罪判決

VII. 捜査、訴追および手続法

- 30条 : 原則
- 31条 : 一般的保護措置
- 32条 : 手続の開始
- 33条 : 時効
- 34条 : 捜査
- 35条 : 子どもの事情聴取
- 36条 : 刑事裁判手続

VIII. データの記録および保管

- 37条 : 性犯罪について有罪判決を受けた者に関する国内データの記録および保存

IX. 国際協力

- 38条 : 国際協力のための一般的原則および措置

X. 監視機構

- 39条 : 締約国委員会
- 40条 : その他の代表
- 41条 : 締約国委員会の職務

XI. 他の国際文書との関係

- 42条 : 国連・子どもの権利条約ならびに子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する同条約の選択議定書との関係
- 43条 : その他の国際文書との関係

XII. 条約改正

- 44条 : 改正

XIII. 最終条項

- 45条 : 署名および発効
- 46条 : 条約への加入
- 47条 : 地域的適用
- 48条 : 留保
- 49条 : 廃棄
- 50条 : 通告

C E 条約の概要と新基軸

新しい条約の策定に向けた動きは、「性的搾取からの子どもの保護に関する専門家グループ」の設置（2002年）から始まった。同グループによる各国の対応の調査、横浜会議（第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議、2001年）のフォローアップ会議の開催等を経て、C E 閣僚委員会は 2006 年にあらためて「性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する専門家委員会」を設置。同委員会が、法的拘束力を有する新たな文書を作成するべきであると

いう結論に達したことから、2006年9月に具体的な起草が始まり、1年を経ずして採択に至ったものである。

条約の目的は、(a)子どもの性的搾取・虐待を防止しおよびこれと闘うこと、(b)被害を受けた子どもの権利を保護すること、(c)この分野における国内的・国際的協力を促進するところにある(1条)。この分野では、国連・子どもの権利条約とその選択議定書(子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書)をはじめとしてすでに多くの国際的・地域的文書が存在するが、今回の条約は、とくに子どもの権利条約とその選択議定書で定められた保護を増進させるとともに、これらの基準を発展させかつ補完しようとするものである(42条)。

総則規定(I章)である1章の次に「予防措置」(II章)を置き、被害者保護(IV章)、加害者への対応(V章)と続けた後によりややく刑事的対応に関わる規定を設けるという構成には、加害者の処罰よりも犯罪防止や被害者保護・支援を優先させようという確固たる思想が反映されている。子どもの性的搾取に関わる行為の犯罪化と処罰についてまず定め、その後によりややく被害者保護(8条)や予防措置(9条)に関わる規定を置く子どもの権利条約の選択議定書等とは対照的である。

多くの関連文書が存在するなかであえて新たな条約を策定することにしただけに、子どもの性的搾取・性的虐待を包括的にとらえた点以外にも、多くの新基軸が盛り込まれている。いくつかの例を挙げれば、次のとおりである。

- 差別禁止事由に「性的指向」と「健康状態」を含めたこと(2条)。性的指向による差別はすでに欧州連合基本権憲章(2001年)21条1項で禁じられているが、子どもに関わる条約でそれがあらためて確認されたことの意義は大きい。「障害」のみならず「健康状態」を理由とする差別が禁じられた点についても同様である。「健康状態」にはとくにHIV感染が含まれるとされる[43]。「その他の地位」による差別も禁じられているが、これにはたとえば難民・移住者の子ども、いわゆるストリートチルドレンなどが含まれる[43]。
- 子どもに接して働く者の採用、研修および意識啓発に関する規定を置いたこと(5条)。「子どもに接して働く者」にはボランティアも含まれる[54]。とくに、「国内法にしたがって」という但し書き付とはいえ、これらの者が子どもの性的搾取・性的虐待に関わる犯罪について前科を有しないことを確保するよう求めている(5条3項)のは、これまでの関連条約には見られなかった点である。
- 子どもの教育のあり方について具体的に定めたこと(6条)。「性的搾取および性的虐待の危険性ならびに自衛手段に関する情報」を、「セクシュアリティに関する情報のより一般的な文脈のなかで」提供することが求められている。一般的セクシュアリティ教育の枠外で性的搾取・性的虐待に関する情報のみを取り出して教えることは、子どもに戸惑いを引き起こす可能性があるためである[62]。説明報告書では同時に、「子どもがおとなを信頼もできることは重要である」として、子供の目に映るおとな像を損なわないように配慮することも求められている[62]。なお、「危険をとまなう状況、とくに新しい情報通信技術の使用をとまなう状況」に特別な注意を払うよう促す規定のように、インターネット等の情報通信技術の発展を踏まえた条項が数多く見られるのも今回の条約の特徴である。
- 子どもをはじめとする広範な主体の参加が求められていること(9条)。とりわけ民間部門については、情報通信技術部門、観光・旅行産業部門、銀行・金融部門(9条2項)やメディア(同3項)の関与を奨励すべきことが明示的に促されている。
- 加害者を対象とした介入プログラム・措置に関する章を設けたこと(V章)。説明報告書も自負するように[101]、これは今回の条約のもっとも重要な特徴のひとつである。「子どもに対する性的性質の犯罪が繰り返されるおそれを防止しかつ最小限に留める」ことを目的として、効果的な介入プログラムまたは措置を促進することが義務付けられている(15条1項)。ここで主に想定されているのは、認知行動療法等の心理的介入、抗ホルモン療法(いわゆる医学的去勢)等の医学的介入、犯罪者の行動規制や再統合支援等の社会的介入などである[102]。ただし、十分な情報を得たうえでの当該犯罪者の同意が求められている(17条)ように、これらの介入措置は基本的には「非義務的な性質」のものであるとされる[101]。性犯罪を行なった少年(触法少年を含む)についても独立の規定(16条3項)が置かれ、

当該少年の発達上のニーズに配慮することが求められている。このほか、予防措置の章（II章）でも、自分が性的搾取・性的虐待に関わる罪を犯すのではないかと恐れる者を対象とする、予防的介入プログラム・措置に関する規定が置かれている（7条）。

- 一定の犯罪について、公訴時効の起算点を被害者が成年に達したときとするよう定められたこと（33条）。これは性的虐待（18条）、児童買春（19条1項）、ポルノ的パフォーマンスにおける子どもの利用（21条1項）に関して適用される。ただし、顧客・観客となっただけの場合については例外である。
- 子どもの事情聴取時の配慮について、より具体的な規定が置かれたこと（35条）。とくに、被害者（または適当な場合には子どもの証人）の事情聴取をビデオ録画し、それを刑事裁判で証拠として用いることができるようにすることが、「国内法に定められた規則にしたがって」という限定条件付とはいえ、促されている。

処罰されるべき性的虐待・性的搾取の内容

しかし、今回のCE条約の最大の特徴は、繰り返し述べてきたように、子どもの（商業的）性的搾取だけではなく性的虐待をも包括的に対象としていることである。

そもそも、子どもの権利条約34条では「あらゆる形態の性的搾取および性的虐待から子どもを保護すること」が求められていた。しかしその後の国際的進展においては、もっぱら子どもの商業的性的搾取（児童買春・児童ポルノ・子どもの人身売買）に焦点が当てられてきたことは否めない。このようなアプローチでは子どもをさまざまな虐待から保護するには狭すぎるというのが、条約起草に関わった各国の結論であった〔48〕。

そこで、CE条約では次のような一連の行為が規制対象犯罪として取り上げられている（VI章）。いずれも意図的の行為であることが条件である。被害者の年齢を知らなかったことが正当な抗弁となるか否かについては各国に判断が委ねられている。

• 性的虐待（18条）

性的同意年齢に達しない子どもとの性的活動（1項 a）はもちろんのこと、子どもが性的同意年齢に達している場合であっても、次のような状況下で行なわれた性的活動は処罰の対象としなければならない（1項 b）。

- 威迫、有形力または脅迫が用いられた場合
- 子どもとの関係における優越的地位（子どもから信頼され、または子どもに権威もしくは影響力を行使しうる立場）が濫用された場合
- 子どものとくに脆弱な状況（とくに心身障害または依存状況）が濫用された場合

とりわけ1項 b の規定は、「わいせつな」または「みだらな」行為といった道徳主義的で曖昧な視点ではなく、子どもの人権の視点から子どもの性的虐待の定義を明確化しようとしている点で画期的である。これらの基準はすでに欧米諸国等の国内法にしばしば見られるものだが（拙稿「世界の二〇代と性的自己決定」季刊SEXUALITY 1号・2001年1月参照）、それが国際法上の位置づけを与えられた意義は大きい。日本もCE条約を参考にして関連規定を見直し、あわせて都道府県青少年保護（健全育成）条例に置かれている「淫行」処罰規定を廃止する必要があるだろう。

なお、性的同意年齢を何歳に設定するかは各国の裁量に委ねられている（2項）。また、1項 a の規定は、同意に基づく未成年者同士の性的活動を規制しようとするものではない（3項）。また、前述したように、これらの犯罪については公訴時効の起算点を被害者の成年到達時とすることが要求されている（33条）。

• 児童買春に関わる犯罪（19条）

次の行為を犯罪化することが求められている（1項）。

- (a) 売春目的で子どもを採用し、または子どもを売春に参加させること
- (b) 子どもを威迫して売春させ、または当該目的での搾取もしくはその他の形態の搾取から利益を得ること
- (c) 児童買春を利用すること

「児童買春」とは、「金銭その他の形態の報酬または対価が与えられまたは約束された状況で子どもを性的活動のために用いること」であり、実際に対象の供与が行なわれたかどうかは問われない（2項）。なお、前述したように、(a)および(b)の犯罪については公訴時効の起算点を被害者の成年到達時とすることが要求されている（33条）。

• 児童ポルノに関わる犯罪（20条）

「児童ポルノ」とは、「実際のもしくは偽装されたあからさまな性的活動に従事する子どもを視覚的に描写したあらゆる資料、または子どもの性器を主として性的目的で描いたあらゆる描写」を意味する（2項）。犯罪化が求められているのは次のような行為である（1項）。ただし、いずれも「正当な理由なく」（without right）行なわれた場合に限られる。

- (a) 児童ポルノを製造すること
- (b) 児童ポルノの提供を申し出またはその利用を可能にすること
- (c) 児童ポルノを頒布または送信すること
- (d) 自己または他人のために児童ポルノを取得すること
- (e) 児童ポルノを所持すること
- (f) 情報通信技術を通じて児童ポルノに故意にアクセスすること

(a)～(e)についてはすでにサイバー犯罪条約に定めが置かれている（9条）が、(f)の規定は新設規定である。児童ポルノをダウンロードせず、児童ポルノが利用可能なサイトに故意にアクセスして画像を見る者を対象としている。そのようなサイトに繰り返しアクセスしていること、有料サービスを利用していることなどが犯意の証拠とされる〔140〕。ただし、(f)の規定については無条件で留保が可能である（4項）。

(a)および(e)の規定（児童ポルノの単純製造・単純所持の禁止）についても留保が認められているが、それは次の条件が満たされた場合に限られる（3項）。

- 当該ポルノ的資料が、実際には存在しない子どもの偽装された描写または写実的画像のみによって構成されている場合
- 登場する子どもたちが性的同意年齢に達している場合であって、当該画像がその同意を得て、かつ自分たち自身による私的利用のみを目的として製造および所持される場合

• ポルノ的パフォーマンスへの子どもの参加に関わる犯罪（21条）

「ポルノ的パフォーマンス」における子どもの搾取的使用は子どもの権利条約 34条(c)で禁じられているが（政府訳は「わいせつな演技」）、子どもの権利条約の選択議定書ではとくに規定が置かれていなかった。CE条約では「ポルノ的パフォーマンス」の定義は定められていないが、基本的には「子どもが性的にあからさまな行為に従事する組織的なライブ・パフォーマンス」が対象となるとされる〔147〕。国によっては、インターネット上のウェブカム中継を通じてこのようなパフォーマンスを鑑賞することも含まれよう〔148〕。犯罪化が求められているのは次のような行為である（1項）。

- (a) 子どもを採用してポルノ的パフォーマンスに参加させ、または子どもが当該パフォーマンスに参加するようにすること
- (b) 子どもを威迫してポルノ的パフォーマンスに参加させ、または当該目的での子どもの搾取もしくはその他の形態の搾取から利益を得ること
- (c) 子どもが参加するポルノ的パフォーマンスの場に、事情を知ったうえで出席すること

ただし(c)については、(a)または(b)の犯罪がともなった事例に適用を限定することができる（2項）。また、前述したように、(a)および(b)の犯罪については公訴時効の起算点を被害者の成年到達時とすることが求められている（33条）。

• 子どもの汚染（corruption）（22条）

性的同意年齢に達しない子どもに対し、性的目的で性的虐待または性的活動を目撃させることの犯罪化が求められている。たとえ子どもを性的活動に参加させなくとも、このような行為は子どもの心理的健康に悪影響を与えるからという趣旨である〔151〕。

• 性的目的での子どもの勧誘（23条）

性的活動または児童ポルノの製造を目的として、情報通信技術を通じ、性的同意年齢に達しない子どもと会うための意図的提案をすることの犯罪化が求められている。出会い系サイト等

の危険性から子どもを保護するための規定である。ただし、子どもと会うための具体的行為がともなった場合に限られる。

これらの犯罪は、「その重大さを考慮に入れた、実効的な、比例的なかつ抑止効果のある制裁」によって処罰されなければならない（27条）。当該犯罪が子どもの身体的・精神的健康を深刻に損なう場合、優越的地位の濫用によって行なわれた場合などにはより重い刑を科すことができるよう、あらかじめ加重事由を定めておくことも求められる（28条）。同じ性質の犯罪を理由とする前科も加重事由のひとつであり（28条g）、そのため他の締約国で言い渡された確定判決を考慮できるようにすることも要求されている（29条）。

また、これらの犯罪を宣伝する資料の頒布についても、防止・禁止のための措置をとらなければならない（8条2項）。

他方で、子どもの性的自己決定権を不当に侵害しないようにするための配慮が随所にうかがえる点も、今回のCE条約の重要な特徴である。たとえば18条では、合意に基づく未成年者同士の性的活動まで規制しようとする意図はないことが明確にされている（3項）。一部の行為については性的同意年齢に達しない子どものみが保護の対象とされているのも、このような配慮の結果であろう（22条・23条）。

児童ポルノの単純製造・所持の禁止についても、性的同意年齢に達した子どもが純粋に私的目的での製造・所持に同意した場合には適用除外が認められている（20条3項）。その後当該画像を配布したりインターネットに投稿したりした場合には形式的には犯罪となるが、「このような未成年者に対処するためにはより適切な方法があるかもしれず、刑事訴追は最後の手段であるべきである」というのが起草過程での合意であった〔116〕。

児童買春・児童ポルノ法の改正（2004年）から3年が過ぎ、最近になって米国から児童ポルノの単純所持の犯罪化が要求されたこともあって、そろそろ同法の再々改正の議論が始まることが予想される。そのさいには、今回のCE条約の、子どもの権利を基盤とする総合的・包括的なアプローチをおおいに参考にすべきであろう。

◆ 「性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約」の原文と説明報告書（英文）は <http://conventions.coe.int/Treaty/EN/projects/v3Projets.asp> を参照。条約の日本語訳はいづれ筆者のウェブサイト (<http://homepage2.nifty.com/childrights/>) に掲載したいと考えている。